

平成26年第15回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年9月1日（月）

午後1時00分

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第12号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
報告第13号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
報告第14号 臨時代理の報告について
(教育財産の取得申出について)
- 6 議案の審議
議案第37号 教育財産の取得申出について
議案第38号 弘前市文化財審議委員の委嘱について
議案第39号 弘前市立博物館協議会委員の任命について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員

◇欠席委員

- 5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 土谷 伸夫、文化財課長 三上

敏彦、博物館長 長谷川 成一

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午後1時00分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） 平成26年第15回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番前田幸子委員、3番佐々木健委員を指名いたします。会期は本日一日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認め、会期は本日一日といたします。本日の案件は報告3件議案3件となっております。

・報告第12号

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、報告第12号臨時代理の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課（土谷伸夫） 報告第12号は教育財産の取得申出についてでございます。平成26年度相馬ふれあい館改修工事その他工事（建築工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものです。

工事名称は、平成26年度相馬ふれあい館改修その他工事（建築工事）です。取得金額は6826万6800円、これは設計額でございます。臨時代理した日は平成26年8月26日でございます。教育財産取得表ですが、施設名は相馬ふれあい館。取得する教育財産の種類は、施設改修。教育財産として取得する理由ですが、相馬ふれあい館の老朽化に伴う施設改修工事を行うということであります。取得する財産の表示ですが、相馬ふれあい館改修その他工事、取得金額ですが設計額で6826万6800円でございます。横の資料の表でございますけれども、平成26年度相馬ふれあい館改修その他工事（建築工事）ということで工事名称は今申し上げた通りでございます。工事場所は弘前市大字相馬字八反田25、工事期限は平成27年3月25日までとなっております。設計額は先ほど申しましたとおりでございます。工事概要ですが建物は鉄筋コンクリート平屋建てでございます。面積が467.62平方メートルです。工事の概要が1から11に記載しております。その下に内部改修例とありますけれども改修のポイントということでここに挙げさせていただきましたが、約100畳の集会室・保育室を外履きで利用できる多目的ホールに改修しております。二つめとして浴室があったのですがそれを廃止してロ

ビーを2倍の広さに拡張しております。3番目として小和室、トイレ、調理室、倉庫等の配置を変えるというのが主な改修点でございます。その次に、配置図でございます。五角形の形の土地に、改修する建物が現在建っております。その右側の方に、点線で四角くなっている羽子板のような形が講堂です。かつて相馬小学校がここにございまして、その講堂の建物で、これは別工事で発注して現在解体工事中でございます。水路をはさんだ右側、水路に沿った点線の四角がプールです。このプールも講堂と一緒に解体工事を行っております。講堂部分はアスファルト舗装をして駐車場になりますが、プールのところは砂利敷の臨時駐車場となる予定でございます。

その次に、平面図をごらんになっていただきたいと思います。上の方が現在の改修前の建物の平面図でございます。下の方が改修後の平面図でございます。先ほど申しましたけれども現在100畳敷の畳の部屋、和室の部分は外履きで入ってこられるようフローリングになり椅子がだいたい168席置けるような形になります。それから、現在、玄関に入ってすぐにホールがございますけれども、これが改修後ですと建物の右奥の方に現在のホールより2倍ぐらい広いホールになる予定でございます。それから主な改修点としては、左側の方の建物の上の方に丸い2つの輪がありますがこれは浴槽でございます。この浴室がなくなり、その部分がトイレになります。男子トイレとその横に女子トイレということになります。あとトイレの横には倉庫があります。その隣が、旧の方では相談室だったのですが、そこが調理室になります。それから医務室とかつてのトイレの部分は、小和室が二つ入るようになります。右の上の方に細長くありますけどこれは倉庫でございます。ここは、基本的に手はかけないのですが、倉庫に屋外の清掃用具が入るようになっていきますので新たにスロープをつけて外から出入りできるようにいたします。以上で説明を終わります。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。
- 2番（前田幸子委員） 三つほどお願いします。確かに古くなっていて、改修は本当に必要だと思います。改修というわりには非常に大掛かりな改修だと、改修でなくて新しく建てるくらいの内容だと思ったのです。逆に、全く手をかけない部分はこの鉄筋の骨組ぐらいだと思うのですが、その辺の素人考えとしての質問。

トイレのところは、和式と洋式の割合はお年寄りが多いと思いますのでその辺の割合はどうか。それから浴室を廃止したというのは、温泉だったのかどうか。なぜ浴室が廃止されたのかということ、お風呂があれば便利だろうなと思ったのですが、廃止した理由です。以上質問をお願いします。

- 生涯学習課（土谷伸夫） かなり大規模な改修工事だというお話ですけど、確かにその通りでございます。実は合併のときからの協議事項の中でこの建物の改修ということは要望として挙がっていたものでございます。今回、この改修工事を行うに当たって、平成22年から地元の町会長さんたちと何度かお話をさせていただいて要望を受けとめる形でこういう内容での改修となったものです。それからトイレですけれどもすべて洋式としております。それから浴室なのですけれども、かつてここは昭和51年まで相馬小学校があった場所でございます。この建物の後ろに校舎の一部を改修して、

研修等を行うための施設、子どもが水泳とかスキーとか合宿をするような形、あるいは先生方も研修をしていたそうですが、そういうふうな使い方をする村民研修所が裏にあって、宿泊もしますので、そのための浴槽であったということです。ただ、先ほど申しましたように、研修所自体がなくなっていますので浴槽はなくてもいいということでございます。温泉ではありません。

- 4番（土居真理委員） 今さらという感じなのですが、確認で教えてください。ふれあい館そのものの主要目的。
- 生涯学習課（土谷伸夫） ふれあい館の利用は冠婚葬祭、健康診断、あと地区の消防団ですとかJAとか老人クラブであったり、社会福祉協議会とか民生委員さんの協議会とかそういうところの会議、総会などに使われております。ちなみに25年度は81件で1,600人位の方、24年度は56件で1,200人位の方が利用している状況です。
- 教育部長（柴田幸博） 補足ですけれども、相馬地区は五所地区と相馬地区と大きく二つに区分できるのです。そもそも奥の方の地区公民館、コミュニティの拠点、へき地保健福祉館、そういう形で位置づけられていたもので、今回のこの事業で相馬地区の合併協議に係る大きな事業はこれで終わるという状況です。
- 1番（九戸眞樹委員） 地域の人々の御要望というのは、小回りのきく小和室という御要望が出ていたのでしょうか。
- 生涯学習課（土谷伸夫） 集会室・保育室の約100畳の和室を靴履きのまま出入りできる椅子席のホールにしてほしいとの要望を聞いております。
- 2番（前田幸子委員） バスの活用はできるのですか。お年寄りたちがそこに行くために活用するバスはあるのですか。相馬のバスがここまで行ってくれるのか、または弘南バスがここを通過して利用できるのか。
- 教育部長（柴田幸博） 相馬地区福祉バスとスクールバス、福祉バスを兼ねたスクールバス、要は地区内を巡回して温泉に行くという形で使われています。
- 2番（前田幸子委員） それをここに来る時にも、何かある時には依頼することができるという事なのですね。
- 教育部長（柴田幸博） 相馬地区だけに限定した福祉バスという使われ方があります。
- 委員長（九戸眞樹委員） ほかに御質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、報告第12号を承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認めます。よって報告第12号は承認されました。

・報告第13号

- 委員長（九戸眞樹委員） 報告第13号臨時代理の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課（土谷伸夫） 報告第13号臨時代理の報告でございます。これも教育財産の取得申出についてということでございまして、平成26年度相馬ふれあい館改修その他工事（機械設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

取得する教育財産の種類ですが機械設備ということで、取得金額は設計額で1267万9200円、臨時代理した日は平成26年8月13日。財産取得表ですが、施設名は相馬ふれあい館。取得する教育財産の種類は、機械設備。教育財産として取得する理由は、相馬ふれあい館の老朽化に伴う機械設備の改修工事を行うということです。取得する財産の表示ですが、内容は施設改修に伴う機械設備一式ということになります。取得金額ですが1267万9200円です。横の表ですが、工事名称が平成26年度相馬ふれあい館改修その他工事（機械設備工事）。工事場所は弘前市大字相馬字八反田25、工事期限は平成27年3月25日までです。設計額は先ほど申しましたとおりの額です。工事概要ですが、給排水衛生設備工事一式ということで、トイレ等の衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯・ガス・消火設備などがございます。それから空調設備です。冷暖房設備、換気・油送設備、これはストーブを置きますのでその灯油を送る設備です。それから、既設の機器の撤去工事一式です。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） すべて機械設備は、完全に新しくなるということでしょうか。そして、特に力を入れた機械設備というのがもしございましたら御紹介していただければと思います。

○生涯学習課（土谷伸夫） 基本的に、すべて新しくなります。機械設備はもう更新しなければならぬような年数が過ぎているものばかりです。

○2番（前田幸子委員） 使い物になるものは何もないのか。これはすごく優れている機械ですというような目玉的なものはありますか。

○生涯学習課（土谷伸夫） 今までは、集会室と保育室のみに冷房設備がありましたが、改修後は全館に冷房設備を設置いたします。

また、改修前までは、灯油の油送設備は一部でありましたが、改修後は全館油送設備による送油となるためポリタンク等を運ぶ手間が無くなることになり漏洩防止対策を強化しております。

○委員長（九戸眞樹委員） ほかに御質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第13号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認めます。よって報告第13号は承認されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第14号臨時代理の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課（土谷伸夫） 教育財産の取得申出についてということで、平成26年度相馬ふれあい館改修その他工事（電気設備工事）に係る教育財産の取得を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

取得する教育財産の種類ですが、電気設備ということで取得金額が1460万1600円設計額でございます。臨時代理した日が平成26年8月22日です。取得表ですが施設名が相馬ふれあい館。教育財産の種類は電気設備。取得する理由は、相馬ふれあい館の老朽化に伴う電気設備の改修工事を行うということです。財産の表示ですが、施設改修に伴う電気設備一式で、取得金額は設計額で1460万1600円でございます。次の横の表ですが、工事名が平成26年度相馬ふれあい館改修その他工事（電気設備工事）、工事場所は弘前市大字相馬字八反田25、工事期限は平成27年3月25日までということで、設計額はご覧の通りでございます。工事概要ですけれども幹線設備、動力設備、コンセント設備など電気設備一式の工事でございます。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 太陽光発電とか、これから予定として付けていく方向に持っていくことも考えていらっしゃるのか。最近、雷で電気が消えることが多くて。そういうのは切り替えできて蓄電システムみたいなものがあるのかどうか、お願いします。

○生涯学習課（土谷伸夫） 太陽光発電システムについては、今のところ予定はございません。それから、非常用の発電についてもこの建物にはございません。

○2番（前田幸子委員） ここには常時、管理人がいらっしゃるのですか。

○生涯学習課（土谷伸夫） 非常勤の職員を2名配置予定です。早番、朝からの勤務と、遅番の2交替制の予定です。

○1番（九戸眞樹委員） IT環境はいかがでしょうか。

○生涯学習課（土谷伸夫） すみません、そこは確認していません。

○4番（土居真理委員） 改修、基本的に電気設備そのものをすべて更新する形をイメージすればいいのですか。それとも一部今までのところはそのまま、それに改修になる部分をつなげていくというような感じで考えればいいのですか。

○生涯学習課（土谷伸夫） 電気関係もすべて新しくなります。

○4番（土居真理委員） 全館の配電を一からやるということですか。

○生涯学習課（土谷伸夫） はい、今ある館の線を一旦抜いたりしないといけないと思います。部屋の配置も変わりますので、線もくたびれているというかそういう線もかなりあると思いますので基本的には新たに。古いものが残ると漏電ということも心配されますので。

○委員長（九戸眞樹委員） ほかに御質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第14号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認めます。よって報告第14号は承認されました。

・議案第37号

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第37号教育財産の取得申出について事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（鳴海 誠） それでは、議案第37号教育財産の取得申出について御説明いたします。教育財産の取得について、下記のとおり市長に申出するものであります。

提案理由は、小・中学校で使用する暖房器具を老朽化等に伴い購入しようとするものであります。教育財産取得表を御説明いたします。施設名は別紙のとおり、小学校は草薙小学校など15校、中学校は裾野中学校など12校、合計27校になります。議案のほうにお戻りいただきます。取得表の2段目、取得する教育財産の種類は物品です。教育財産として取得する理由は、小・中学校の管理備品として購入するものであります。取得する財産の表示です。内容はF F式ストーブ135台のうち小学校分が77台、うち中学校分が58台です。取得金額は予定額で2149万5000円。うち小学校分が1228万5000円、うち中学校分が921万円です。市立小・中学校のストーブの設置台数を御説明したいと思いますが、ストーブは小学校36校で約1,500台、中学校16校で800台、合わせて2,300台を設置しております。

毎年のメンテナンスの関係でございますが、各小学校で必要と思われるストーブの分解掃除を実施しております。今年度も既に小学校では32校で450台、中学校では15校で155台を実施しております。その中で、部品交換等が必要とされたものは修繕を行って冬に備えるという流れになっております。それから、ストーブの耐用年数について御説明をさせていただきます。減価償却資産の耐用年数に関する省令というのが国税庁のほうから出されていますがそれによりますとストーブの場合は6年とされております。これに合わせまして石油ストーブとかファンヒーターの補修用部品の各メーカーでの保有年数、これも6年とされているものであります。ですが調子がいいものは更新はしないということになっております。なかには耐用年数に満たない場合でも、機械ものですので故障がちなものもあります。あくまでも学校からの要望を受けまして、ストーブ1台1台の状態を確認して予算の範囲内で更新台数を決定していると。もちろん耐用年数の経過は意識いたしますけれども、基本的に使えるものは使うということですので、我々としては購入から10年というのを更新の目安として考えております。このように、購入して老朽化してしまったストーブについては、教育政策課で年2回不用品の回収を実施しておりますので、その際に回収いたします。その際、産廃業者が金属くずということで買い取りをしております。買い取りした額は教育委員会の歳入になります。参考までに、よく買い取りしていただく青南商事に確認したところ、買い取り単価でキロ10円前後というお話でした。ストーブ1台約30キロ

ですので、ストーブ1台を廃品として出せば300円になると。今回の更新というか購入に当たっては4万円前後の歳入が見込まれるというふうに試算しております。説明は以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。
- 2番（前田幸子委員） 非常に分かりやすく、御丁寧な説明で聞きたいなと思ったことが9割ほどわかりました。この学校規模によりますけれども、更新台数が、例えば致遠小では規模が大きいので20台、東小は19台であるとか、東目屋中12台、三中は10台というふうにありますけど、やはり10年というのが更新目安になっているから10年は確実に経っているのか、6年から10年の間なのでしょうか。
- 学務健康課長（鳴海 誠） 年数的にはすべて経過しているものであります。なかにはどうしても調子が悪いものは、耐用年数にかかわらず更新しないと支障が出ますので、その分はプラスされていると思います。
- 2番（前田幸子委員） 昔から機械は当たりものだと思うので10年経っても使えるものもありますね。それは使ってもいいのか、やはり更新した方がいいという指導をするのですか。
- 学務健康課長（鳴海 誠） はい、使っていただきます。ストーブというのは構造が単純ですので、専用部品でなければ修繕できないというようなものではなくて、いわゆる燃焼室のリング等、壊れる部分というのが決まっておりますので、そういうのは割と汎用部品でもって代用修繕が可能なのでそういう形で、調子いいものは年数にかかわらず使っていただくというのも教育の一つかなと。
- 1番（九戸眞樹委員） 今の前田委員のお話もありましたけれども、普通は耐用年数とか更新の目安とかメンテナンスの手法ですとか、そういうのを御説明いただくとわかりやすく、納得いたします。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 議案第37号を可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認めます。よって議案第37号は可決されました。

・議案第38号

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第38号弘前市文化財審議員の委嘱について事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（三上敏彦） 議案第38号について御説明いたします。弘前市文化財審議委員の委嘱についてですが、下記の者を弘前市文化財審議委員として委嘱するというものです。

提案理由としましては、弘前市文化財審議委員の任期満了に伴い、弘前市文化財保護条例第7条の規定により新たに委員を委嘱しようとするものであり、委嘱期間は平

成26年10月1日から平成28年9月30日までの2年とするものであります。

まず、経過としまして、今回12名中、3名の方が諸般の事情から退任となるものであります。残る7名の方は引き続き再任とするものですが、新規委員は2名とし、9名を選任する議案であります。新規委員として、内山氏と小松氏、この2人を選任したいと考えております。まず、内山淳一氏であります55歳。専門は有形文化財、絵画分野でありまして、職業は仙台市職員で仙台市在住であります。この方は中央学会にも顔が広く、全国と比較しながら弘前市の文化財を評価できる方。また県内に江戸時代以前の美術を専門とする方がいないこともあって前任の須藤委員から紹介をいただきました。お二方目です。小松勇氏です。47歳。専門は有形文化財、美術工芸と無形文化財、工芸美技術分野であります。職業は団体職員であります。長年、津軽塗に関する研究及び技術指導を行っております。津軽塗は現在、国無形文化財指定を目指しております。このことから専門的見地より指導を得たいと考えておりまして、前任の九戸委員より推薦があったものであります。現在10名から9名となっております。9名とした理由を述べたいと思います。今回、天然記念物の動物に係る専門委員を1名減らしております。これまでの10名から9名とし必要最小限としました理由ですが、まず弘前市内に所在する天然記念物の動物は国指定の特別天然記念物のカモシカ、軍鶏、イヌワシなどであり、地域を定めず指定したもののみであります。したがって現在、動物分野の県指定、市指定は該当がありません。また近年、市の文化財審議委員会会議においても議題となったこともございませんというのが主な理由です。なお、動物関係の審議が必要となった場合、条例第6条第2項に「特別の事項を審議する必要があると認められるときは臨時に委員を置くことができる」とされていることから、臨時に委員を置いて対応したいと考えております。以上であります。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。
- 2番（前田幸子委員） まずは、新しくなった方の名前のほうにも仮名をふっていただければと。以前の方にはふってありますが、こちら読みにくいお名前があるのであったほうが良いということです。それから、この中で市の嘱託員という方がございますが、これは大丈夫なのかという点。内山氏の特筆すべきこちらにわざわざ来られる理由がよくわかりましたけれども、この方も仙台市の市職員という事で、こういう場合もこういう委員というのは嘱託した場合に成立するのかどうかというあたりのきを教えてください。
- 文化財課長（三上敏彦） まず一つ目ですが、福井委員かと思われる嘱託員、この方に関しては市職員に該当という「弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針」の中に、第7条に関する留意事項があります。確かに該当しますということではありますが今回、「特別の事情に該当する」と行政経営課から認められ、選任することは可能という判断をされています。したがって、確かに福井委員はその他に、在任10年以上ということもあります。また重複選任と他の審議委員会と結構あります。それでも特別の事情に該当すると認められております。
- 2番（前田幸子委員） その特別の事情というのを教えてください。前にもこういう事

例があつて差し戻しになったりしたので、私たちのところできちんと見てないのではないかとお叱りを受けましたので。

- 文化財課長（三上敏彦） 理由としましては、文化財に関する専門的な知識経験を有していること。当市の文化財に関する審議に欠かすことができないということで委員を委嘱するものであります。なお、福井委員については、この他に具体的には多くの自治体雑紙に執筆をしている弘前藩の歴史研究者でもあります。また県内の歴史資料ほか文化財に関する知識を有しているためということで認められました。
- 2番（前田幸子委員） 今後も、もしこういう事例が出てきたときには特別な事情によって許可されるということですね。
- 文化財課長（三上敏彦） ただし、意見もつきまして、次回の2年後は考慮しなさいと。福井委員については9期目になりますので18年を経ることになります。その他にも岩瀬委員が今度6期目、その他、関根委員についても委員の重複選任ということで指摘は受けております。
- 2番（前田幸子委員） 考えていかなければいけないということなのですね。育ててないとだめなのですよ。育てないと育たないのではないかと、植物でも何でも。
- 文化財課長（三上敏彦） そうなると、県外から今度探してくるとか、当然そうなると旅費もかかります。
- 2番（前田幸子委員） 福井さんとか岩瀬さんとか、その人でなければだめということではなくて、この人たちの仲間というかグループがあるのではないかと。その人たちの中で、その人たちを育てていって、次は自分の後継ぎとやっていくことも、いつまでも人間は生きていられるわけではないので。そういうことは、これからの時代には大切です、特に文化財は。長い年月をかけて培っていくものだと思いますのでその辺のちよつとした役員と違います。ですから、そういうのを先に頭に入れてやっていく必要があるのではないかと私は素人ながらも思います。よろしくお願いします。
- 文化財課長（三上敏彦） もう一つ、内山さんに関しての仙台市の職員、博物館の副館長という立場でお願いしておりますけれども、仙台市職員でいいのかということに関しては規定はない、指針には載ってないということで行政経営課も特段問題なしとしております。以上です。
- 1番（九戸眞樹委員） 特異な分野だと、ますます少ない。では、次期交代も頭に入れた上で委員会を運営していただくという事で。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他に御質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 議案第38号を可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認めます。よって議案第38号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第39号弘前市立博物館協議会委員の任命について事務局から説明をお願いします。

○博物館長（長谷川成一） 弘前市立博物館協議会委員の任命について御説明申し上げます。提案理由としましては、弘前市立博物館協議会委員が平成26年10月31日をもって任期満了となることに伴い、博物館法第21条の規定により、新たに委員を任命しようとするものであります。

任命期間は、平成26年11月1日から平成28年10月31日までの2年間となります。お手元の資料で「弘前市立博物館協議会の委員の任命について」と最初のほうに出ておりますけれども参考資料という資料がございます。この資料の下の方の現在の委員の名簿をごらんください。

蝦名敦子委員及び岩谷武治委員は7期14年間の在任となっており、弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針第7条第1項第4号の規定に、「在任期間が引き続き10年を超えないこと」とあることから退任となります。4番目の白取幸子委員は、本人の意向により退任となります。現在の公募委員であります10番稲見則彦委員及び9番木村房雄委員は、弘前市附属機関の委員の公募実施要項第7条第2項の規定に「公募委員は、再任できないものとする」とあることから退任となります。

次に、議案の任命する者の氏名等をごらんください。新たな委員としては、弘前大学等との連携強化を図り、かつ弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針第7条第1項第2号の規定に、「女性委員の比率は、40%以上となるよう努めること」とあることに基づき、出佳奈子委員、武井紀子委員、北原かな子委員を任命するものであります。新たな公募委員には、古川寿伯委員、福井修委員の2名が就任となります。これにより5名の現委員の再任と5名の委員の新任となります。なお、公募委員について、選考の経緯について補足いたします。まず、募集人員2名に対して、応募者も2名でありました。選考委員会は教育部長、理事、教育政策課長、生涯学習課長、博物館長の5名で開催しました。小論文「私の考える博物館」について、選考委員一人が20点の点数を持って採点し5名の合計で100点となります。博物館協議会の「公募委員の選考基準」による選考方法では、合計得点に従って順位をつけ合計得点の上位2名を公募委員候補者とするようになっておりますが、今回の場合、選考方法では想定していない事態となったわけでありました。応募者の合計得点を見ますと、古川さんは文句のない高得点でありました。福井さんの場合、得点からすれば普通という評価になりますが、応募してきたご本人の意欲を含めて評価して合格としたものであり、各選考委員からも異論は出なかったものであります。以上であります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しまして御質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 先ほどと同じで名前に仮名をふってほしいなということです。

○博物館長（長谷川成一） もう一度新たな委員を申し上げます。6番目が出佳奈子（いで かなこ）委員、7番目が武井紀子（たけい のりこ）委員、8番目が北原かな子（きたはら かなこ）委員、9番目が古川寿伯（こがわ としのり）委員、10番目が福井修（ふくい おさむ）委員であります。これから、仮名をふるようにいたします。

○1番（九戸眞樹委員） 質問というよりは要望なのですけれども、分野がわかればいいなど。職業で教育学部の講師と言われましてもどういう分野を受け持つのかな、例えば出さん。新任の方たちの分を教えていただければと思います。

○博物館長（長谷川成一） 出委員、武井委員、北原委員3人とも学校関係という事でございます。

○1番（九戸眞樹委員） 古川委員は分かります。焼物です。工業試験場で焼物をやっていらした方なので。博物館協議会の委員を公募するときに、何分野という分野は関係ないのですか。

○博物館長（長谷川成一） 公募委員は、特に分野は定めておりません。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 議案第39号を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 御異議ないものと認めます。よって議案第39号は可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成26年第15回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時57分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐々木 健